

# 大分県報

平成二十八年  
号外（三九）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 規 則

県立高等学校施設整備事業公債発行及び償還方法に関する規則の廃止……………一  
大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正……………一  
**教育委員会規則**  
大分県立学校管理規則の一部改正……………一

### ○規 則

県立高等学校施設整備事業公債発行及び償還方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十六号

**県立高等学校施設整備事業公債発行及び償還方法に関する規則を廃止する規則**

県立高等学校施設整備事業公債発行及び償還方法に関する規則（昭和三十八年大分県規則第二十号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十七号

**大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和四十九年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「財団法人大分県奨学金委員会又は独立行政法人日本学生支援機構奨学金受給の申請」を「公益財団法人大分県奨学金委員会受給の有無」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### ○教育委員会規則

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

**大分県立学校管理規則の一部を改正する規則**

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主任を置かないことができる。

第十三条の二第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する進路指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、進路指導主任を置かないことができる。

第十三条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主任を置かないことができる。

第十三条の四第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、

第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する特別活動主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、特別活動主任を置かないことができる。

第十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

第十四条の二第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。

第十四条の三第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

第十四条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する農場主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場主任を置かないことができる。

第十六条第一項ただし書を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

第十七条の次に次の一条を加える。  
(統括事務長等)

第十七条の二 学校に、必要に応じて統括事務長及び主幹(総括)又は副主幹(総括)を置く。

- 2 統括事務長、主幹(総括)及び副主幹(総括)は、事務職員をもつて、これに充てる。
- 3 統括事務長は、校長の監督を受け、関係する学校の指導、支援等の事務をつかさどる。
- 4 主幹(総括)及び副主幹(総括)は、統括事務長を助け、及び上司の監督を受け、事務を処理する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。